

# 定期積金の掛込期間 変更のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年9月13日(月)より、定期積金を口座振替で掛込む場合における掛込期間を掛込日から7営業日まで延長いたします。

※上記7営業日には掛込日を含みます。

## 従来の掛込みについて

掛込日中に振替元口座の残高不足が解消されない場合、窓口または集金によって掛込む必要がありました。

## 今後の掛込みについて

掛込日に振替元口座の残高が不足している場合であっても、掛込日から7営業日までは掛込期間となるため、その間に入金をしていただければ、口座振替による掛込が行われます。7営業日までに入金されない場合、窓口または集金によって掛込む必要があります。

※上記7営業日には掛込日を含みます。

## 留意事項

- ・掛込(入金)した日に他の取引(引き落とし)があった場合、優先順位は以下のようになります。



貸付関係(返済)
振替決済(公共料金・共済掛金クレジット等)
定期積金掛込

- ・定期積金契約の掛込方法を口座振替としているお客様のうち、掛込期間が「当日のみ」のお客様が対象となります。
- ・引き続き「当日のみ」をご希望される場合には、別途、変更処理が必要となります。大変お手数ではございますが、窓口担当者までご連絡ください。